

石積埋立処分場浸出水処理施設建設工事(第2期整備第1区画)
に係る総合評価一般競争入札の実施に関する要綱

(平成27年2月25日局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。)及び仙台市契約事務に関する審査委員会規程(平成6年仙台市訓令第18号。以下「審査委員会規程」という。)に定めるもののほか、令167条の10の2の規定に基づき、石積埋立処分場浸出水処理施設建設工事(第2期整備第1区画)(以下「対象工事」という。)を総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)により発注することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(仙台市競争入札実施要綱等の適用除外)

第2条 この要綱の規定による対象工事の入札において、要綱に定めのある項目については、仙台市競争入札実施要綱(平成6年6月6日市長決裁)の規定は、適用しない。

(対象工事)

第3条 この要綱に定める対象工事は、工事業務(造成工事、建築工事、電気工事、管工事、外構工事、機械設備工事その他関連工事を含む。以下同じ。)並びにこれに係る設計業務(以下「設計業務」という。)とし、これらの業務は一括して発注するものとする。

(契約事務特別委員会への付議)

第4条 市長は、対象工事等に係る審査事項について、審査委員会規程第1条第1号に規定する契約事務特別委員会の審議に付すものとする。

(入札参加形態等)

第5条 入札への参加形態は単体企業とする。

2 入札に参加しようとする者は(1)～(4)の要件についてすべて満たすこと。

(1) 対象工事について、次のイからへまでに掲げる条件をすべて満たすこと

イ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと

ロ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと

ハ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと

ニ 諸税の滞納が無い健全な営業を3年以上継続していること

ホ 本市の入札参加資格者名簿に登載されていること

へ 建設業法第26条の規定により対象工事に配置すべき専任の主任技術者、監理技術者、現場代理人その他必要な人員を確保することができること

(2) 対象工事に係る工事業務について、イ及びロの条件を満たすこと

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の最終処分場、又は産業廃棄物の管理型最終処分場に係る技術上の基準に基づいて整備された浸出水処理施設の別に定める建設実績がある。

- ロ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が入札書等の提出期限より1年7カ月以内のもの)に記載の清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合評定値が定める基準を満たしていること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて定める要件を有すること

(入札参加資格の審査方式)

第6条 入札参加資格の審査方式は、入札後資格確認型によるものとする。

(入札公告)

第7条 入札公告には、規則第5条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について掲載するものとする。

- (1) 第5条の規定により定めた入札参加形態並びに入札参加資格及びその審査方式
 - (2) 技術提案その他の技術力の評価に必要な事項(以下「技術提案等」という。)の取扱いに関すること
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
- 2 入札公告は、仙台市公告式規則(昭和50年仙台市規則第70号)第2条第2項に定める方法によるほか、本市のホームページに掲載して行うものとする。

(入札説明書の交付等)

第8条 市長は、入札公告の日から入札公告で定める日までの間、公告事項を記載した入札説明書を適切な方法により希望者に提供するとともに、対象工事等の契約書案、仕様書等を閲覧に供するものとする。

- 2 対象工事等に関する質問は、入札公告で定める日までに、質疑応答書により市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により質問が提出された場合は、速やかに回答を作成し、入札公告で定める日までに、本市のホームページへの掲載その他の適切な方法により一般の閲覧に供するものとする。

(入札参加申請及び確認結果の通知等)

第9条 入札に参加しようとする者は、入札公告で指定する日までに、配達証明付き書留郵便により、入札参加申請書並びに仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁。以下「暴排要綱」という。)に基づく誓約書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による提出を受けたときは、提出された書類について不備がないかどうか等の確認を行い、かつ、すべての入札参加申請者に対し、公告において指定する日までに、当該確認が終了した旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けたものは、公告において指定する日までに、郵便により、入札書、技術提案に係る関係書類等を市長に提出するものとする。
- 4 到達した書類等は、本市において修正等を求めた場合以外は、差し替えることはできない。
- 5 郵便による入札に関する取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、仙台市郵便入札実施要領(平成15年10月21日財政局長決裁)第4条から第11条まで(第9条第2項及び第3項を除く。)の規定の例による。

(提案書類の作成費用等)

第10条 入札参加申請者が提出する書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加申請者の負担とする。

(入札の中止等)

第11条 市長は、入札参加者がなかった場合は、当該入札を中止するものとする。

- 2 市長は、第1項の規定により入札を中止した場合は、入札参加資格を見直して、再び入札を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により入札を中止した場合は、その旨を公告するものとする。

(技術提案等の審査)

第12条 市長は、入札者の技術提案等の審査及び採否について、第23条に規定する総合評価委員会の審議に付するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、入札者に対し、技術提案等の内容について説明を求めることができる。

(落札者決定基準)

第13条 落札者決定基準(令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。)には、技術提案等の内容を評価するための基準(以下「評価基準」という。)及び方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第14条 評価基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準により定めるものとする。

- (1) 評価項目は本工事のため必要となる技術水準に応じて定めること
- (2) 標準点 100点とし、入札公告に記載された要件を全て満たす場合に限り付与すること
- (3) 加算点 各評価項目において技術提案等の内容に応じて付与した得点の合計とすること
- (4) 得点配分 各評価項目の必要性及び重要性の度合いに応じて定めること
- (5) 加算点の範囲 各評価項目に設定した得点の合計は75点とすること
- (6) 技術評価点 標準点及び加算点を加えて得た数値とすること

(評価方法)

第15条 評価は、技術評価点を入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)により行うものとする。

(落札者の決定方法)

第16条 市長は、次に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値が最も高いものを落札候補者として決定し、その者の入札参加資格を審査するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
 - (2) 入札に係る性能等が、公告において明らかにした技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件をすべて満たしていること
- 2 市長は、第1項の規定による審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を有しないと認めた場合は、その入札を無効とするものとする。
 - 3 市長は、第2項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、当該落札候補者に次いで評価値が高い入札者で、第1項各号に掲げる要件をすべて満たすものを新たな落札候補者として決定し、その者の入札参加資格を審査するものとする。
 - 4 第2項の規定は、第3項の規定による審査について準用する。この場合において、第2項の規定により新たな落札候補者とした者の入札を無効としたときは、落札候補者とすべき入札者がある限り、第2項及び第3項の規定の例により新たな落札候補者を決定し、審査を行うものとする。
 - 5 市長は、同じ評価値となった落札候補者が2者以上ある場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補

者の順位を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 6 市長は、第1項又は第3項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有すると認められた場合は、その者を落札者と決定し、入札参加資格を有する旨及び落札者と決定した旨を、電話その他の適切な方法によりその者に通知するものとする。

(入札参加資格の審査)

第17条 市長は、第16条第1項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により審査を行うに当たっては、次に掲げる資格審査書類により審査を実施する。

- (1) 特定建設業の許可通知書の写し
- (2) 商業登記簿謄本
- (3) 過去3年分の市税、及び法人税納税証明
- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し(入札日に有効期限内である最新のもの)
- (5) 同種工事の施工実績調書(総合評価説明書の評価資料を含む)
- (6) その他必要な書類

(入札参加非資格者からの理由説明請求に関する審査)

第18条 入札参加非資格者(第9条第1項若しくは第2項の規定により提出する文書に不備があり入札に参加することができないこととされた者又は同条第4項の規定により入札に参加することができないこととされた者をいう。以下この項において同じ。)は、入札公告で指定する日までに、入札参加非資格者とされた理由について市長に説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに書面により回答しなければならない。

(入札参加資格の喪失)

第19条 第16条第6項の規定により通知を受けた者が、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、入札参加資格を失うものとする。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさないこととなったとき
 - (2) 入札参加申請又は入札に係る提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき
 - (3) 暴排要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- 2 市長は、入札参加者が前項の規定により入札参加資格を失った場合は、契約を締結しないものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により入札参加資格を失った入札参加者に対し、速やかに書面により理由を付してその旨を通知するものとする。

(情報の公表)

第20条 市長は、第16条第6項の規定により落札者を決定したときは、落札者を含む入札者のすべてに対し速やかにその旨を通知するとともに、契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 落札者を含む全ての入札者の商号又は名称及び所在地
- (2) 落札者を含む全ての入札者の入札価格
- (3) 落札者を含む全ての入札者の評価値

(工事成績評定)

第21条 市長は、入札の結果契約をした落札者がその履行において自らの責により提案内容を満たすことができなかった場合で、その再度の履行を求めることが困難であり、又は合理的でないと認められるときは、その事情に応じ、落札者について、仙台市検査事務要綱(昭和46年8月1日財政局長決裁)第13条第1項に規定する工事成績調書の記載において当該成績評定に係る成績評定点を相当程度減ずるものとする。

(提案内容の取扱い)

第22条 入札参加申請者の技術提案等については、その後の工事及び設計業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、本市が発注する工事及び設計業務に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについては、この限りでない。

(総合評価委員会の設置)

第23条 次に掲げる事項を審議するため、総合評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 落札者決定基準の策定に関する事項
- (2) 技術提案等を求める範囲に関する事項
- (3) 技術提案等の内容の審査及び採否に関する事項
- (4) 落札候補者の決定に関する事項
- (5) その他前各号に規定する事項に関連する事項

(総合評価委員会の組織等)

第24条 総合評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、環境局次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 財政局検査課長
- (2) 都市整備局技術管理室長
- (3) 建設局下水道経営部下水道計画課長
- (4) 環境局施設部長
- (5) 環境局施設部施設課長
- (6) その他対象工事等に関係する部局の職員で委員長が指名する者

(総合評価委員会の会議)

第25条 委員会の委員長は、委員会の会議(以下この条において「会議」という。)を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 会議は、委員長及び委員の半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。ただし、委員長が委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

7 委員長は、会議が終了した場合は、必要に応じてその結果を契約事務特別委員会に報告するものとする。

(総合評価委員会の運営事項)

第26条 第25条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(学識経験者からの意見聴取)

第27条 令167条の10の2及び、地方自治法施行規則12条の4の規定により、学識経験者2人以上を選任し、以下の段階において意見を聴取する。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) 落札者を決定しようとするとき

2 学識経験者は、当該工事を所管する部局とは別の部局又は別の機関の者のうち、相応の経験と技術力を有している者から選任する。

(事務局)

第28条 対象工事等に係る入札の実施に関する事務は、環境局施設部施設課において処理する。

(委任)

第29条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が財政局長と協議の上定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年2月25日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、対象工事等に係る完成を確認するための検査が完了した日で、その効力を失う。

附 則 (平成27年4月17日改訂)

1 この改訂は、平成27年4月17日から実施する。